

静岡県告示第725号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の面積を変更し存続期間を更新したので、同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和2年10月30日

静岡県知事 川勝平太

1 朝霧高原南鳥獣保護区（昭和55年10月24日 静岡県告示第885号）

(1) 区域（面積拡大）

県道富士富士宮線と県道清水富士宮線との交点（上井出交差点）を起点とし、同地点から県道富士富士宮線を西北西に進み市道内野44号線との交点に至り、同地点から市道内野44号線を北西に進み新大沢橋まで至り、同地点から猪の窪川に沿い芝川との合流点まで南西に進み、同地点から芝川沿いに西進し横手沢橋に至り、同地点から市道横手沢芝山線を西に進み県道富士富士宮線との交点に至り、同地点から県道富士富士宮線を北に進み市道田貫湖線との交点に至り、同地点から市道田貫湖線を西北西に進み遠原橋に至り、同地点から芝川の右岸沿いを北に進み芝川放水路（発電用）との交点に至り、同地点から芝川放水路を北北西に進み県道富士富士宮線との交点に至り、同地点から市道人穴猪之頭線を東に進み国道139号との交点に至り、同地点から国道139号を北に進み県道清水富士宮線との交点に至り、同地点から県道清水富士宮線を南東に進み県道富士宮鳴沢線との交点に至り、同地点から、県道富士宮鳴沢線を北北東に470メートル進み里道に至り、同地点から里道を南東に700メートル進み市道人穴11号線に至り、同地点から市道人穴11号を西に進み県道清水富士宮線との交点に至り、同地点から県道清水富士宮線を南に進み起点に至る線で囲まれた区域

(2) 変更後の面積

957ヘクタール

(3) 更新する存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

2 小笠山鳥獣保護区（昭和55年10月24日 静岡県告示第885号）

(1) 区域（面積縮小）

掛川市境と県道磐田掛川線との交点を起点として、同県道を北進し県道小笠山総合運動公園線との交点に至り、同地点から同県道を東進し市道掛川高瀬線との交点に至り、同地点から同市道を南進し県道掛川大東大須賀線との交点に至り、同地点から同県道を西進し市道入山瀬線との交点に至り、同地点から同市道を西進し県道袋井小笠線との交点に至り、同地点から同県道を西進し旧大東町と旧大須賀町の境界線との交点に至り、同地点から同境界線を北進し国有林と民有林の境界との交点に至り、同地点から同境界線を南西に進み掛川市と袋井市の境界線との交点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 変更後の面積

1,107ヘクタール

(3) 更新する存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで